

1面のついで

さらに、既存の公共交通機関の利便性の維持向上のため、交通事業者に対し、必要な働きかけを行ってまいります。



実証実験中の
デマンド型交通(チョイスコ)

近年、全国各地で、これまでに経験したことのないような自然災害が発生しております。令和元年台風第19号に対応した経験を生かし、本市においても、地域の建設事業者等との連携を強化し、災害に迅速に対応できる体制づくりを進めてまいります。

市民の皆様が元気に過ごしていくためには、自らの健康の保持・増進が重要であります。このため、地域ぐるみで行われている健康増進・介護予防の取組の支援を継続いたします。また、高齢者の皆様が要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう、地域、医療、介護の更なる連携強化を図るとともに、本市の課題である介護人材の育成や、在宅・通所介護の支援に取り組んでまいります。特に、在宅介護の支援につきましては、本市の西部地域において、民間事業者による小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の事業所の整備に取り組んでまいります。最後に、「あきる野の未来を創る」取組についてであります。本市の未来を創出するために、都市基盤整備の促進や地域

資源の更なる利活用、魅力発信の強化が必要であります。1点目として、都市基盤整備の促進についてであります。本市を持続的に発展させていくためには、都市基盤の更なる充実が必要です。

このため、武蔵引田駅北口土地区画整理事業を着実に推進するとともに、東秋留駅及び武蔵五日市駅の駅前の環境整備の推進、さらには、秋川高校跡地の産業系土地利用の促進などに取り組んでまいります。

2点目として、地域資源の更なる利活用についてであります。本市の最大の魅力は、都心から1時間の距離にありながら、豊かな自然環境を有している点にあります。本市の自然は、観光やアクティビティ、教育、子育て、農林水産業等の産業など、様々なものに利用・活用され、重要な地域資源の一つとして知られており、近年の円安を背景に、今後のインバウンド需要の取り込みにも有効であります。

また、本市には、祭事や伝統芸能などの歴史文化が受け継がれているほか、色んなアイデアを持った多くの人材、さらには、町内会・自治会、防災・安心地域委員会、活性化戦略委員会、高齢者クラブなど、地域を支える人々のつながりが存在しており、これらも本市の魅力であり、地域資源の一つであります。

こうした本市の魅力を一層高めるため、市民の皆様との連携の下、各種施策の推進を通じて、様々な地域資源を更に磨き上げてまいります。

3点目として、魅力発信の強化についてであります。各種施策の推進を通じて高められた本市の魅力につきまして

は、市内外に発信し、定住人口や交流人口、関係人口の増加を図るとともに、地域活性化につなげていくことが重要です。このため、魅力発信に当たりましては、目的と対象を明確にし、対象に応じた情報発信の方法を選択することにより、移住・定住に向けた効果的なシテイプロモーションに取り組んでまいります。



城山から望むあきる野市

最後に、副市長及び教育長の人事についてであります。

副市長からは、10月末日をもっての辞職の意向が示され、また、教育長からは、9月7日に進退伺いを受けましたが、一刻も早く市政を安定させるため、当面の間は、現在の体制を維持したいと考えております。

以上、「すべての市民が、活き活きと暮らしていけるまちづくり」の実現に向け、3つの政策の柱に沿い、主な取組方針について述べさせていただきました。これらの政策を着実に推進すること、生産年齢人口の増加を図り、将来にわたって成長が期待できる人口構成を実現するとともに、企業立地による法人市民税の増加などにより、今後のインフラ更新、福祉・教育施策の展開などに対応できる財政基盤の確立に取り組んでまいります。

議員各位並びに市民の皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。所信表明といたします。

令和5年度の
保育施設入所申込み
受付・継続手続きが
始まります



※定員に満たない保育施設は、2次募集(令和5年1月16日(月)〜31日(火))を行います。

※市外の保育施設を希望する方は、保育施設のある市区町村に条件や締切日などを確認し、その締切日の7開庁日(土曜・日曜日、祝日を除く)前までに保育課保育係に申し込んでください。

▽新規入所希望

●対象：市内在住で、令和5年4月から新規に保育施設の入所を希望する方

●申込書配布場所：11月1日(火)から保育課、五日市出張所、市内各保育所・小規模保育施設・認定こども園、あきる野ルピア2階子育て支援総合窓口で配布します。

●申込み期間：11月7日(月)〜30日(水) 午前8時30分〜午後5時15分(土曜・日曜日、祝日を除く)

●11月16日(水)・30日(水)は、保育課のみ午後8時まで受付。

●令和4年度分を申込み、入所保留となっている方で、令和5年度も入所を希望する方は、改めて申込みが必要で

▽継続手続き

●対象：令和5年4月以降も通園中の保育施設の利用を継続される方、または施設等利用給付認定(新1号・新2号・新3号)を受けている方で、認定の継続をされる方

●市内の保育施設等：11月上旬に保育施設等から配布する「現況届」を、12月9日(金)までに保育課へ提出してください。

●市外の保育施設等：11月上旬に市から送付する「現況届」を、12月9日(金)までに保育課へ直接提出するか送付してください。

●市外に住所のある方で、市内の保育施設等の継続を希望する方は、手続きが異なります。詳しくは、現在お住まいの市区町村の保育担当部署へお問い合わせください。

令和5年度 幼稚園・認定こども園児募集

- ▽願書配布日 10月14日(金)〜
- ▽願書受付日 11月1日(火)〜
- ▽その他 詳しくは、各園へお問い合わせください。
- ▽申込み・問合せ
- 幼稚園
- *秋川幼稚園 (☎596・0630)
- *秋川文化幼稚園 (☎558・5773)
- ▽担当課 保育課保育係
- 認定こども園
- *草花幼稚園 (☎558・3018)
- *すもも木幼稚園 (☎558・8593)
- *多摩川幼稚園 (☎558・0218)
- *ほうりんじ幼稚園 (☎558・9067)
- ▽担当課 保育課保育係

児童手当(特例給付)の所得上限限度額の適用が開始されています

6月分から特例給付(児童1人当たり月額一律5千円)の支給に係る所得上限限度額が設けられたことで、児童を養育している方の所得が表の②以上の場合は、特例給付の支給対象外となり、10月支給分(6月〜9月分)からの手当が支給されません。所得が再び表の②未満になった場合は、改めて児童手当の新規申請が必要です。これまでどおり、児童を養育している方の所得が表の①未満の場合には児童手当を、①以上②未満の場合には特例給付を支給します。

表

	①所得制限限度額	②所得上限限度額
扶養親族等人数	所得額 (万円)	所得額 (万円)
0人	622	858
1人	660	896
2人	698	934
3人	736	972
4人	774	1,010
5人	812	1,048

アポ電対策「自動通話録音機(無料貸出)」で
特殊詐欺被害防止



不審な電話を受けた際、警告メッセージと録音機能で被害を未然に防止することを目的とした自動通話録音機を無料で貸し出します。

▽対象 市内在住で65歳以上の方(65歳未満で特別な事情がある方を含む)

※この制度で、「自動通話録音機(警告機)」を現在利用している世帯を除く。

▽貸出数 1世帯1台(貸与可能台数350台、抽選)

▽その他

- 貸出期間：1年間(期間終了後、利用者に譲与します。)
- 録音機の利用に掛かる電気料

金は、利用者負担

- 使用中の電話機に警告メッセージ機能が備わっていないこと。
- 詳しくは、お問い合わせください。

▽申込み方法 10月17日(月)(消印有効)までに申込書と必要書類を添えて、直接窓口か郵送で提出してください。

※申込書は、窓口には配置していません(市ホームページからもダウンロードできます)。

※貸与可能台数に満たなかった場合、10月18日(火)から申込み順で受け付けます。

※決定した方には、通知書を送付しますので、窓口に取りに来てください。

※以前、貸与された方で故障している方は、相談してください。

▽申込み・問合せ 地域防災課 交通防犯係、五日市出張所 市民総合窓口(申込みのみ)